

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例第18条に規定する金融機関及び小売店舗を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年12月14日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第25号

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例第18条に規定する金融機関及び小売店舗を定める規則の一部を改正する規則

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例第18条に規定する金融機関及び小売店舗を定める規則（平成17年香川県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(金融機関)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>株式会社商工組合中央金庫</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者</u></p>	<p>(金融機関)</p> <p>第1条 香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年香川県条例第52号。以下「条例」という。）第18条の公安委員会規則で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>商工組合中央金庫</u></p> <p>(11) <u>郵便局株式会社</u></p> <p>(12) <u>貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者</u></p>

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。ただし、第1条第10号の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。